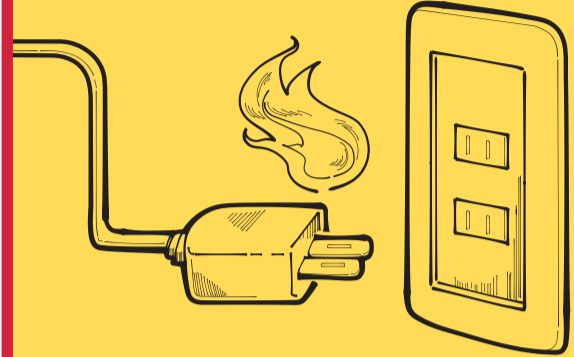


## 通電火災を防ぎましょう



平成30年度は日本各地で大規模な地震が発生し、多くの人的・物的被害が発生しました。大規模地震時に発生した火災の約6割が通電火災\*といわれています。

通電火災を防ぐには、強い揺れが起きたときに、ブレーカーを落とすことが重要です。【問合せ】防災課防災事業係 ☎内線418

\*通電火災とは、大規模地震等によって停電とともに、電気ストーブ等の家電製品が移動等した後、可燃物に触れた状態で電気が復旧した際等に発生する火災です

### 通電火災を防ぐための対策

#### 災害発生時

ブレーカーを手動で落とす

※ブレーカー自動遮断装置等を備えている場合は作動しているか確認



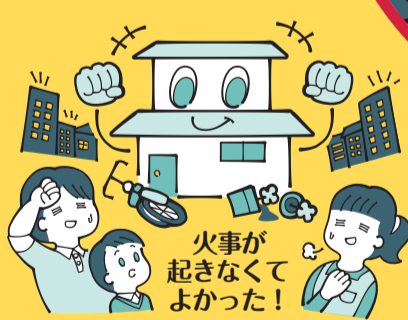
揺れを感知してブレーカーを自動で落とす「感震ブレーカー」等を設置する

下記のいずれかに該当する方に、簡易型感震ブレーカーと自動点灯ライトを無料で配付しています。防災課・各区民事務所でお申し込みください。



- 対象
- ▶65歳以上のみの世帯
  - ▶世帯全員が特別区民税・都民税非課税
  - ▶身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、または要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯

※簡易型以外の感震ブレーカーの取り付け工事や無料配付対象世帯以外の方へは、費用の一部を助成しています



家電製品等から衣服等の可燃物を遠ざける

2面で、「今からできる地震への備え」を紹介します

### 東日本大震災の教訓を生かして

荒川区長・特別区長会会長 西川太一郎

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から8年が経過しました。その後も、日本各地で大地震や豪雨等の大規模な災害が相次いで発生しています。

これらの災害により、多くの尊い命が失われ、甚大な被害が生じたことに、改めて衷心より哀悼の意を表しますとともに、今なお避難生活を送っておられる多くの方に、心よりお見舞

い申し上げます。

区では、災害の教訓を生かして、ハード・ソフト両面にわたり、さまざまな対策を進めています。

区民の皆様におかれましても、食料・飲料水等の備蓄、避難所開設・運営訓練の参加等、日ごろから備えを万全にいただき、皆様とともに災害対策に取り組んで参りますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 東日本大震災8周年追悼式当日の弔意について

区では、3月11日の東日本大震災8周年追悼式(政府主催)当日に、区役所本庁舎等に半旗を掲揚するとともに、区主催行事等において地震発生時刻(午後2時46分)に合わせ1分間の黙とうを行い、哀悼の意を表します。皆様のご協力をお願いいたします。

問合せ 総務企画課総務係 ☎内線2211